

**西尾市ふるさと応援寄附金  
協力事業者取扱要領**

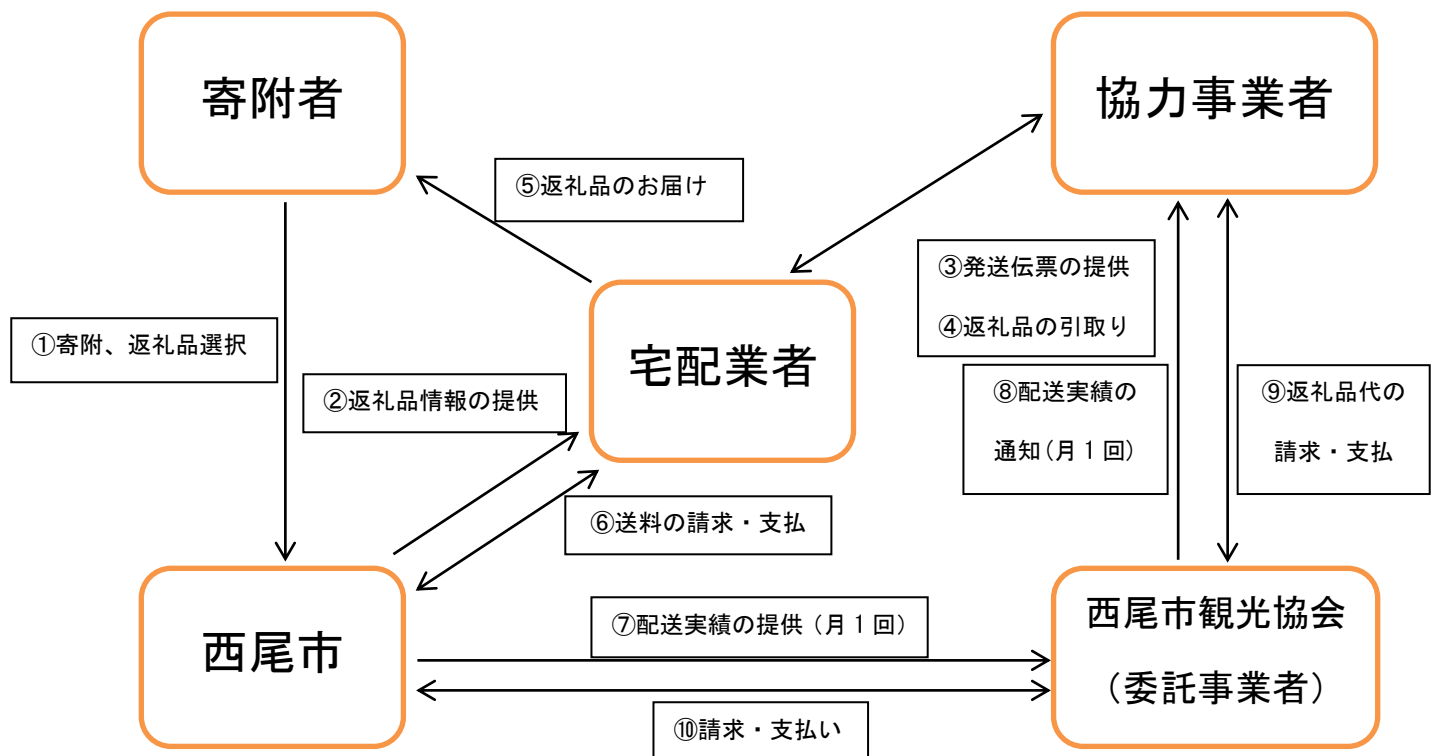
**令和5年8月1日**

## 西尾市ふるさと応援寄附金協力事業者取扱要領

市では、地場産業の活性化と独自財源の確保を目指すとともに、わがまち「西尾」の魅力を広く全国へ発信することを目的として、ふるさと応援寄附金制度を推進し、本市へ5千円以上の寄附をしていただいた市外に住民登録のある個人に御礼として返礼品（本市の特産品）を贈呈します。

この要領は、返礼品を提供していただける協力事業者の募集や取扱について必要な事項を定めるものです。

### 1. 事業の流れ



### 2. 事業者の要件

ふるさと応援寄附金制度協力事業者は、次の要件を全て満たすものとします。ただし、要件を満たしても市が適当でないとした場合はこの限りではありません。

- (1) 原則として、市内に事業所がある法人、その他の団体又は市内の個人事業者であること。（一定の条件を満たせば、市外の事業所等も要件を満たすものとする。）
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。
- (4) 各種法令を遵守した生産、製造、加工、収穫又はサービスの提供を行っていること。

- (5) 個人情報の保護に関する法律及び西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例等関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

### 3. 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たすものとします。ただし、要件に適合しても、市又は西尾市観光協会が返礼品として適当でないとした場合はこの限りではありません。

- (1) **地場産品**であり、市内で生産、製造、収穫、加工（製造過程における一部のものは除く）のいずれかが行われているもの、又は市内で提供されるサービスで、西尾市の魅力を体感できるもので国が示した判断基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準 ※5ページ）に適合するもの。

※地場産品の判断については、判断基準が不明確な部分もあるため、個別に判断を行う場合があります。

#### 地場産品の判断基準

- ・ 主要な原材料が市内で生産されたものを使用して、市外の工場で製造した商品を返礼品としているものは、地場産品と考える。
- ・ 市内の小売業者が市外から仕入れてそのまま販売している商品を返礼品としているものは、地場産品ではない。
- ・ 市内に事業所が所在する事業者が市外で生産し、一般に流通している商品を返礼品としているものは、地場産品ではない。

#### <地場産品ではない返礼品の例>

- ・ 他地域（市外産）の「肉」「うなぎ」「かに」「メロン」「いくら」「ビール」等
- ・ 外国企業の製品
- ・ カタログギフト
- ・ 他地域の「遊園地のチケット」「温泉施設招待券」「料亭での食事券」
- ・ 海外ホテル宿泊券、旅行券

- (2) 全国各地に発送が可能であること。
- (3) 常時安定供給できるもの。（季節商品や数量限定となるものは市との協議により決定します。）
- (4) 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、旅館業法等その他関連法令に定める規定に違反していないこと。
- (5) 飲食物の場合は、原則として寄附者に到着から3日程度の賞味期限が保証されるものであること。

#### 4. 返礼品の提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格は1,000円以上、100円単位で設定し、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。（送料は含みません）

寄附金額は、返礼品提供価格が寄附金額の3割以下かつ返礼品提供価格はじめ送料等ふるさと納税関連経費の割合が寄附金額の5割程度となるよう、設定します。

返礼品提供価格の上限はありませんが、総務省の指摘などにより年度途中で変更をする場合があります。

#### 5. 返礼品の出品数

特に制限はありません。

※色違いなど同様の返礼品を多数出品すること(概ね3品以内)は控えてください。

1事業所による返礼品が多数となった場合には、出品数を調整させていただくことがあります。

#### 6. 協力事業者のメリット

- (1) インターネットのWebサイト（ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・さとふる・ふるなび・JALふるさと納税）やパンフレットを通して商品のPRが行えます。
- (2) 返礼品発送時に限りパンフレット等を同梱していただき全国へ自社商品のPRを行うこともできます。

#### 7. 申込方法

必要書類を記入の上、下記書類を西尾市観光協会へ提出してください。

- (3) 返礼品写真データについては下記 E-mail アドレスへ送ってください。

- (1) 西尾市ふるさと応援寄附金協力事業者申込書（様式1）

- (2) 返礼品提案書（様式2）

- (3) 返礼品写真データ

画像は、原則無加工、サイズは縦1000px×横1000px以上とします。ポータルサイトによっては文字入れ等に制限があるため、文字入れ等加工データを使用する場合はご相談ください。無加工データのご提供にご協力ください。

枚数はイメージ写真など含め8枚以内とし、1枚は必ず返礼品の現物（荷姿）写真を用意してください。

また、パンフレットやホームページで利用しますので、画像が粗いものは撮り直しをお願いすることがあります。

- (4) 市税の納税証明書（完納証明）※

- (5) 法令遵守に関する誓約書（様式3）【継続のみ】※

※協力事業者として登録された年度の翌年度以降も引き続き返礼品を提供する場合は、毎年度当初に（４）市税の納税証明書（完納証明）及び（５）法令遵守に関する誓約書（様式３）を提出してください。

提出先：一般社団法人西尾市観光協会（受付時間平日 9：30～16：30）  
〒445-0852 西尾市花ノ木町 4 丁目 6 4  
TEL：0563-57-7882 E-mail：furusato@katch.ne.jp

## 8. 協力事業者及び返礼品の決定

協力事業者及び返礼品は、西尾市観光協会にて選定します。決定後、西尾市観光協会と契約を締結していただきます。

## 9. 個人情報保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報については、返礼品の発送以外の目的で使用することはできません（ダイレクトメールの送付など、2次利用や第三者への漏えいは厳禁）。協力事業者が認定を取り消された場合や事業完了後も同様です。ただし、返礼品に同梱のパンフレット等により、寄附者が直接協力事業者へ商品を注文したこと等により入手した個人情報を除きます。

## 10. その他の留意事項

- （１）ポータルサイトや市ホームページ、パンフレット等への返礼品の掲載位置や順位については、市及び西尾市観光協会へ一任するものとします。
- （２）登録された返礼品の金額・内容を変更又は取り下げは、原則半期ごととします。
- （３）ポータルサイトの掲載は、決定後 1 か月から 2 か月の期間を有します。
- （４）返礼品の品質や到着時の毀損などに関する寄附者からの苦情等があった場合は、各事業者で対応していただきます。その場合、真摯に対応し解決に努めることとし、苦情内容や対応状況については必ず観光協会へ報告をお願いします。品質等による補償やクレーム対応について、市及び観光協会は一切責任を負いません。
- （５）認定された協力事業者が本要項「2. 事業者の要件」に該当しなくなった場合、又は協力事業者が提供する返礼品全てが「3. 返礼品の要件」に該当しなくなった場合は、協力事業者の認定を取り消します。

## 地場産品基準（総務省告示第179号第5条）

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
  - 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
  - 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
  - 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であることと認められない場合に限る。）であること。
  - 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
  - 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
  - 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体において相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
    - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
    - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
    - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
  - 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。